

## 島根県苗木安定供給推進事業補助金交付要綱

平成25年12月13日付け森第1196号  
一部改正 平成27年 6月 1日付け森第232号  
一部改正 平成29年 4月20日付け森第56号  
一部改正 令和4年 4月 1日付け森第14号

### (趣 旨)

第1条 県の交付する島根県苗木安定供給推進事業補助金（以下「補助金」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、森林法（昭和26年法律第249号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号）、苗木安定供給推進事業実施要領（平成25年5月16日付け25林整森第88号林野庁長官通知）、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (事業の内容及び補助率等)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業種目、事業主体及び補助率は、別表1に定めるとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 事業計画の承認通知を受けた事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号により知事に申請しなければならない。

2 事業主体は、前項の申請に当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下、同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

### (交付決定の通知)

第4条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、事業主体に通知するものとする。

### (交付決定前着手)

第5条 事業主体は、交付申請を行った後で補助金交付決定通知前に着手するときは、様式第2号を知事に提出しなければならない。

### (概算払)

第6条 事業主体は、補助金の概算払を受けようとするときは、様式第3号により知事に請求しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(補助金の変更承認申請)

第7条 事業主体は、補助金等交付規則第9条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、島根県苗木安定供給推進事業補助金変更承認申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。ただし、別表1に定める重要な変更以外の変更については、この限りではない。

(事業の中止又は廃止)

第8条 事業主体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第9条 事業主体は、補助事業の遂行状況について、補助金の交付決定があった年度の12月31日現在における状況を当該年度の1月15日までに様式第6号により知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 事業主体は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金交付の決定を受けた年度の末日のいずれか早い期日までに、様式第7号により知事に報告しなければならない。

2 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をした事業主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をした事業主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により補助金から減額して報告した事業主体については、その金額が減額した額を上回る部分の金額)を様式第8号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定があった日の翌年度の6月15日までに同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、報告書等の書類検査及び必要に応じて現地検査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業主体に通知するものとする。

(財産の管理等)

第12条 事業主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取

得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 事業主体は、取得財産等について、様式第9号により財産管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 知事は、事業主体が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込められるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 4 事業主体は、知事の承認を受けずに、取得財産等を譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

#### (補助金の経理)

第13条 事業主体は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 事業主体は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### (書類の提出)

第14条 この要綱の規定により知事に提出する書類は2部とし、所轄の隠岐支庁、農林水産振興センター又は農林水産振興センター地域事務所を經由し森林整備課に提出するものとする。

#### (その他必要な事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成25年12月13日から施行し、平成25年度の事業から適用する。

#### 附 則

この要綱の改正は、平成27年4月9日から適用する。

#### 附 則

この要綱の改正は、平成29年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱の改正は、令和4年4月1日から適用する。

別表 1

事業種目	事業主体	補助率	重要な変更
1 花粉発生源対策採種園の整備等 ①採種園等の造成・改良	知事が実施主体として認める市町村、地方独立行政法人、認定特定増殖事業者、事業協同組合、事業協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、その他団体	事業費の1/2以内	1 事業実施主体の変更  2 事業種目の欄に掲げる①から②までのそれぞれの経費の30%を超える増減
②種子の生産拡大	地方独立行政法人	事業費の1/2以内	3 事業の中止又は廃止

様式第 1 号

第 年 月 日 号

島根県知事 様

住 所  
事業主体名  
代表者氏名

年度島根県苗木安定供給推進事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり島根県苗木安定供給推進事業を実施したいので、  
補助金 円を交付されたく、島根県苗木安定供給推進事業補助金交付要  
綱第 3 条の規定により申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業完了予定年月日 年 月 日
- 3 収支予算書 別紙 1

(注) 第 3 条第 2 項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請する場合には、別紙 3 「 年度島根県苗木安定供給推進事業補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」を添付すること。

## 別紙1

## 収 支 予 算 書

## 1 収入

(単位:円)

事業種目	工種又は 施設区分 ③、④	予算額				備考
		県補助金	市町村費	その他	計	
合計						

## 2 支出

(単位:円)

事業種目	工種又は 施設区分 ③、④	予算額				備考
		県補助金	市町村費	その他	計	
合計						

(注) 変更交付申請にあつては2段書きとし、変更前を上段( )書き、変更後を下段裸書きとする。

様式第2号

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

住 所  
事業主体名  
代表者氏名

年度島根県苗木安定供給推進事業交付決定前着手届

年度島根県苗木安定供給推進事業補助金について、下記のとおり交付決定前に着手したいので、島根県苗木安定供給推進事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

- 1 事業種目、工種又は施設区分
- 2 事業費 円
- 3 事業主体
- 4 事業着手予定年月日 年 月 日
- 5 交付決定前の着手を必要とする理由

(別記条件)

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間に、天災等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合は、これらの損失は事業主体が負担する。
- (2) 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
- (3) 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画の変更を行わないこと。



様式第4号

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

住 所  
事業主体名  
代表者氏名

島根県苗木安定供給推進事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり変更したいので、島根県苗木安定供給推進事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更後の交付申請額
- 3 事業完了予定年月日 年 月 日
- 4 収支予算書 別紙1

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

住 所  
事業主体名  
代表者氏名

島根県苗木安定供給推進事業中止（廃止）申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、島根県苗木安定供給推進事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 補助金交付及び支払状況

年 月 日現在

事業種目	工種又は 施設区分 ③、④	事業費 (円)	県補助金 (A) (円)	既受領額 (B) (円)	残額 (A-B) (円)	事業完了 予定 年月日	備考
合計							

2 理由

3 中止の期間（廃止の時期）

島根県知事 様

住 所  
事業主体名  
代表者氏名

年度島根県苗木安定供給推進事業補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった 年  
度島根県苗木安定供給推進事業補助金の遂行状況を、島根県苗木安定供給推進事業補  
助金交付要綱第9条の規定により報告します。

記

1 補助金交付及び支払状況

年 12 月 31 日現在

事業種目	工種又は 施設区分 ③、④	県補助金 (円)	既受領額		交付又は支払済額			備考
			年月日	金額 (円)	交付又は 支払先	年月日	金額 (円)	
合計								

2 事業遂行状況

事業種目	工種又は 施設区分 ③、④	計 画	出来高	進捗度 (B/A)	残 額	事業完了 予定 年月日	備考
		事業費 (A) (円)	事業費 (B) (円)		事業費 (A-B) (円)		
合計							

様式第7号

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

住 所  
事業主体名  
代表者氏名

年度島根県苗木安定供給推進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付金交付決定の通知のあった  
年度島根県苗木安定供給推進事業補助金について、島根県苗木安定供給推進事  
業補助金交付要綱第10条の規定によりその実績を下記のとおり報告します。

また、併せて、精算額として島根県苗木安定供給推進事業補助金 円  
を請求いたします。

記

1 事業完了年月日 年 月 日

2 収支精算書 別紙2

(注) 第10条第2項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を  
減額して報告する場合には、別紙3「 年度島根県苗木安定供給推進  
事業補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」を添付すること。



島根県知事 様

住 所  
事業主体名  
代表者氏名

年度島根県苗木安定供給推進事業補助金に係る仕入れに係る消費税等  
相当額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった標記事業補助  
金について、島根県苗木安定供給推進事業補助金交付要綱第10条第3項の規定に基  
づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |                                   |   |   |
|---|-----------------------------------|---|---|
| 1 | 適正化法第15条に基づく補助金の額の確定額             | 金 | 円 |
|   | ( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)          |   |   |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額         | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2)                     | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・別紙3「 年度島根県苗木安定供給推進事業補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」
  - ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
  - ・「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
  - ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
  - ・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載  
[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載  
[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・別紙3「 年度島根県苗木安定供給推進事業補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」
- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別紙 3

年度島根県苗木安定供給推進事業補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表

(都道府県名)

区 分	事業主体名	事業費	国庫補助金	課税方式	仕入れに係る 消費税額及び 地方消費税額	国 庫 補助率	仕入れに係る 消費税等相当額	消費税 確定 未確定	備 考
合 計									

- (注) 1 当該補助金の事業主体（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項の規定に該当する事業者若しくは消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業主体である場合（消費税法第60条第4項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記載する。
- 2 第12第2項及び第12第3項により報告し、補助金の返還が伴う場合は、事業主体ごとに内訳を別表で添付すること。
- 3 「課税方式」欄には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、消費税法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記入すること。
- 4 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 5 「仕入れに係る消費税等相当額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に国庫補助率を乗じて得た金額を記載すること。
- 6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合には「確定」、それ以外の場合には「未確定」と記載すること。

様式第9号

財産管理台帳

事業主体名

地区名		事業実施年度					農林水産省所管補助金等名										
事業 種類	事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目 (事業種 目)	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用年数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
									補助金	都道府県費	市町村費	その他					
	計																
	計																
	合計																

注：1 処分制限年月日には、処分制限の終期を記入すること。

2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。

3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。

4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。